

掲示文書一覧(市長分)

令和8年5月8日

種別	番号	題名	主管課
告示	287	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
告示	288	指定障害児通所支援事業者の廃止について	監査指導課
告示	289	指定障害福祉サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	290	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	291	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	292	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	293	指定障害児通所支援事業者の指定について	監査指導課
告示	294	指定障害福祉サービス事業者の指定について	監査指導課
公告	193	制限付一般競争入札について	観光コンベンション室
公告	194	公立保育所・こども園への勤怠管理システム導入事業に係る公募型プロポーザルの実施について	こども保育課
公告	195	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	196	制限付一般競争入札について	学校施設課
公告	197	制限付一般競争入札について	学校施設課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 287号
令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号）第11条及び第12条の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を移送し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和63年姫路市規則第45号）第5条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域（以下「その他区域」という。）に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移 送 日	放 置 場 所	移 送 台 数 (台)		
		自 転 車	原 付	計
令和8年(2026年) 4月 3日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 4日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 5日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 7日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	1	0	1
4月 8日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 9日(木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0
4月 11日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
4月 12日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0
4月 14日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 15日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 16日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 17日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 18日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	2	0	2
4月 19日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 21日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	6	0	6
4月 22日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 23日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 25日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0

	その他区域	0	0	0
4月 26日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4月 28日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
4月 29日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	2	0	2

3 保管期間

移送後60日

4 保管場所

姫路市南条三丁目（姫路バイパス高架下）

電話 288-4720

5 返還時間

保管期間中（月曜日、12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後6時まで

6 返還を受けるための必要事項

（1）鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。

（2）移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること（その他区域から移送したものについては不要）。

7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課

電話 221-2608

姫路市告示第 288号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害児通所支援事業者の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	合同会社ハッシュアール 姫路市北条永良町186番地ストーンヒルズ10 1号
	事業所の名称及び 所在地	放課後等デイサービスかみふうせんディオ 姫路市玉手454-9
	廃止年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	放課後等デイサービス
	指定事業所番号	2854001902

姫路市告示第 289号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による届出があったので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人兵庫県腎友会 神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル6F
	事業所の名称及び 所在地	ワークスペース恵 姫路市東延末5丁目13番地
	廃止年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	就労継続支援B型
	指定事業所番号	2814001505

姫路市告示第 290号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 楠町自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市楠町37番地	姫路市楠町23番地	令和8年1月4日
代表者の氏名	田中 一	松本 千紗	

2 楠町自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市楠町23番地	姫路市楠町32番地	令和8年4月1日
代表者の氏名	松本 千紗	中安 秀樹	

3 栗橋自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市豊富町御蔭135 6番地3	姫路市豊富町御蔭143 8番地	令和8年4月1日
代表者の氏名	松尾 成幸	高馬 敬二	

4 船津町御立自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
主たる事務所	姫路市船津町3173番地2	姫路市船津町1480番地	令和8年4月1日
代表者の住所	姫路市船津町3173番地2	姫路市船津町1480番地	
代表者の氏名	小林 紀久	塩谷 重信	

姫路市告示第 292号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別紙)

1 長松自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路大津区新町一丁目 68番地	姫路市大津区長松16 8番地24	令和8年4月12日
代表者の氏名	土井 宏明	川端 徹	

2 香寺町中仁野自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市香寺町中仁野6 01番地	姫路市香寺町中仁野6 8番地	令和8年4月19日
代表者の氏名	岸本 博善	高倉 克幸	

3 坂出自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市網干区坂出81 番地1	姫路市網干区坂出10 6番地14	令和8年4月11日
代表者の氏名	三輪 喜信	早藤 保雄	

4 大谷自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市勝原区大谷 6 0 番地 1 6	姫路市勝原区大谷 1 4 0 番地 1	令和 8 年 4 月 1 2 日
代表者の氏名	上尾 篤行	玉木 道昭	

姫路市告示第 293号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	合同会社めい 姫路市西中島32-4-103
	事業所の名称及び 所在地	放課後等デイサービスかみふうせんディオ 姫路市玉手454番地9
	指定年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	放課後等デイサービス
	指定事業所番号	2854002355
2	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人C o - Z A P P A 姫路市石倉54番地7
	事業所の名称及び 所在地	児童発達支援・放課後等デイサービスこゝろん 姫路市西脇520番地6
	指定年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス
	指定事業所番号	2854002363

姫路市告示第 294号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社エール 揖保郡太子町太田1688番地1
	事業所の名称及び 所在地	あいまるハウス 姫路市亀山二丁目167番地24
	指定年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	短期入所
	指定事業所番号	2814004343
2	事業者の名称及び 所在地	合同会社錦 姫路市小姓町35-1船場西ビル209
	事業所の名称及び 所在地	R o o t S 姫路市小姓町35番地1船場西ビル209
	指定年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	就労継続支援A型
	指定事業所番号	2814004376

3	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人ハーモニー福祉会 姫路市東延末二丁目107番地
	事業所の名称及び 所在地	ワークスペース恵 姫路市東延末5丁目13番地
	指定年月日	令和8年(2026年)5月1日
	指定事業の種類	就労継続支援B型
	指定事業所番号	2814004350
4	事業者の名称及び 所在地	株式会社キタカワ 姫路市北条宮の町137番地
	事業所の名称及び 所在地	短期入所あゆ美のいえ 姫路市北条宮の町136番地
	指定年月日	令和8年(2026年)5月1日
	指定事業の種類	短期入所
	指定事業所番号	2814004368
5	事業者の名称及び 所在地	株式会社キタカワ 姫路市北条宮の町137番地
	事業所の名称及び 所在地	共同生活援助あゆ美のいえ 姫路市北条宮の町136番地
	指定年月日	令和8年(2026年)5月1日
	指定事業の種類	共同生活援助(介護サービス包括型)
	指定事業所番号	2824000646
6	事業者の名称及び 所在地	ウェルビー株式会社 東京都中央区銀座二丁目3番6号
	事業所の名称及び 所在地	就労定着支援事業所ウェルビー姫路駅前第2センター 姫路市豊沢町156番地 姫路アドバンスビル3階
	指定年月日	令和8年(2026年)5月1日

	指定事業の種類	就労定着支援
	指定事業所番号	2814004137
7	事業者の名称及び 所在地	株式会社オリオンエンタープライズ 姫路市飾磨区加茂215番地29
	事業所の名称及び 所在地	オリーブの木々 姫路市飾磨区構四丁目124番
	指定年月日	令和8年（2026年）5月1日
	指定事業の種類	共同生活援助（外部サービス利用型）
	指定事業所番号	2824000638

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

(仮称) 姫路市観光交流センター管理運営システム構築等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 (仮称) 姫路市観光交流センター管理運営システム構築等業務
- (2) 履行場所 (仮称) 姫路市観光交流センター
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年10月31日まで
- (4) 業務概要 「(仮称) 姫路市観光交流センター」(以下「センター」という。)において、中心市街地のさらなるにぎわい創出と観光産業の成長に寄与するため、観光情報の発信、地場産品等の展示・販売、交流イベントの実施等を円滑に推進できるよう、機能的で安全かつ持続可能な管理運営システムの構築及び関連機器の導入を行うこと。
- (5) 最低制限価格 無

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。)に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者(以下「排除対象業者」という。)に該当しない者
- (3) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号)第5項の規定により令和8年度の姫路市業者登録名簿に登録される予定であり、かつ、次の全てに該当する者
 - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「システム開発・運用」において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 法人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年（2026年）5月15日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033225.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類提出の際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 第2項第3号イに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本に限る。）

ウ 関連企業申告書

(2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	令和8年（2026年）5月8日から同年5月15日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光経済局観光コンベンション室（以下「観光コンベンション室」という。）姫路市役所 本庁舎9階 電話番号 079-221-1500

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年5月19日を目途に、確認通知書により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和8年5月22日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、観光コンベンション室に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

5 書類の作成及び提出について

(1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出する書類に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、ファイルを保存するときに損なわれる機能は使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式
Microsoft Word	Word2010形式以下
Microsoft Excel	Excel2010形式以下
PDF	Acrobat11以下

(3) 提出する書類に係るファイルを次に掲げる形式で作成するときには、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。

ア LZH形式

イ ZIP形式

(4) ウイルスに感染したファイルの提出は、認めない。

(5) 提出された書類は、返却しない。

6 仕様書等の閲覧期間及び場所

閲覧期間	公告の日から令和8年（2026年）6月3日まで
閲覧の場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033225.html)

7 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に参加希望者を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和8年(2026年)5月26日 午後5時まで
送信先	kanko@city.himeji.lg.jp
質問回答 開始日時	令和8年(2026年)5月29日 午後1時から
質問回答を示 す場所	姫路市ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033225.html)

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を 示す期間	公告の日から令和8年(2026年)6月3日まで
契約条項を 示す場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033225.html)

9 入札方法等

- (1) 本入札は、制限付一般競争入札により行う。
- (2) 入札書は、指定する様式を使用すること。
- (3) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

10 入札及び開札の日時等

入札及び開札の日時	令和8年(2026年)6月3日 午後2時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 東館1階 入札室

11 入札に関する条件等

- (1) 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (3) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載し

た制限付一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）により入札参加を認められた者がした入札、無効の入札参加申込書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低入札金額と同額又はこれを超えた入札

カ 入札書に記名押印のない入札

キ 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

ク 金額を訂正した入札

ケ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札

コ 前項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札

(2) 第2項第7号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1.3 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除する。

(2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.4 落札者の決定

(1) 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内である入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

(2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 落札者は契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1.5 再度の入札に関する事項

(1) 再度の入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度の入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、参加できない。

1.6 契約予定日

令和8年6月5日

1.7 その他

(1) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加申込書を無効とする

ともに、指名停止を行うことがある。

- (2) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加申込書等の提出後においては、原則として入札参加申込書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 予定価格は、非公表とする。
- (6) 現場説明会は、行わない。

姫路市長 清 元 秀 泰

公立保育所・こども園への勤怠管理システム導入事業に係る公募型
プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

公立保育所・こども園への勤怠管理システム導入事業

(2) 業務の概要

姫路市の公立保育所及びこども園に勤務する職員の勤怠管理業務について、システムを導入することにより、適切な勤怠管理と業務の効率化を図る。

(3) 履行場所

姫路市役所（姫路市安田四丁目1番地）、公立保育所・こども園 29園

(4) 使用期間

契約を締結した日から令和10年9月30日まで

なお、契約を締結した日から令和8年9月30日までは設定期間とする。

(5) 提案上限金額

月額 349千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、公立保育所・こども園への勤怠管理システム導入事業に係る公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

公立保育所・こども園への勤怠管理システム導入事業に係る委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033309.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市こども未来局教育保育部こども保育課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2314

姫路市公告第 195号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年9月8日

姫路市指令土 第1-37号（25）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市勝原区宮田字金保564番1、578番、579番1、579番2の一部、580番1、581番12、581番13及び581番14並びに字村西638番4の一部、638番6の一部、638番4地先里道及び638番4地先無番地

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市辻井一丁目1番23号

株式会社赤鹿地所

代表取締役 赤鹿 保生

姫路市公告第 196号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市立四郷学院前期課程校舎増築等工事基本設計業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 案件名

姫路市立四郷学院前期課程校舎増築等工事基本設計業務委託

(2) 履行場所

姫路市四郷町坂元345番地2

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月15日まで

(4) 業務概要

下記の工事に伴う基本設計委託

姫路市立四郷学院前期課程校舎増築等工事

(5) 最低制限価格

有

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「建築コンサル関係」に登録があり、かつ、建設関連コンサルタント業種のうち、業種「建築コンサルタント」に登録があり、格付がAランクである者

ウ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

カ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平

成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。

) 若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社 (以下「更生会社」という。) 又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社 (会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和 8 年 (2026 年) 6 月 18 日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-1-0-0-0.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者 (以下「参加希望者」という。)

は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を持参又は郵送

により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本）

ウ 第2項3号カに規定する関連企業申告書（様式第2号）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送 郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、入札参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。
受付期間	公告の日から令和8年（2026年）5月22日まで （姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後5時必着
申込書の提出先	姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会事務局教育総務部学校施設課（以下「学校施設課」という） （姫路市役所 北別館4階） 電話番号079-221-2847

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和8年（2026年）5月27日までに、確認通知書を電子メールにて発送することにより通知する。なお、入札参加資格の確認日は入札参加申込の受付期間最終日とする。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載す

る。

- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年（2026年）6月5日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又は電子メール（送信先：kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp）にて、学校施設課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、質問書（様式第3号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに電子メールで送信すること。メール件名は「質問_姫路市立四郷学院前期課程校舎増築等工事基本設計業務委託」とする。

なお、入札参加資格がない者からの質問及び質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときには、回答しない。

質問受付期間	公告の日から令和8年（2026年）5月29日 午後4時まで
送信先	kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和8年（2026年）6月5日を目途に姫路市ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-1-0-0-0.html)

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年（2026年）6月11日 午前10時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地

	姫路市役所北別館 5階 教育委員会会議室
--	----------------------

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

9 スケジュール

期日等	
令和8年5月8日（金）	公告、実施要領等の提示 一般競争入札参加申込受付開始
令和8年5月22日（金）午後5時	入札参加申込受付締切
令和8年5月29日（金）午後4時	質問受付締切
令和8年6月5日（金）	質問回答
令和8年6月11日（木）	入札及び開札
令和8年6月18日（木）	契約締結（予定）

10 現地確認について

- (1) 入札書作成に当たっては、必要に応じて事前に現地確認を行うこと。
- (2) 現地確認は、入札参加申込みを行った者及びこれに協力して業務を実施する予定の者に限る。

なお、現地確認を行うときは、公告日以後に原則姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除き、入札参加申込みを行った者が代表して遅くとも2日前までに、学校施設課建築担当（電話：079-221-2755）へ訪問日時及び訪問人数を連絡すること。連絡の後、同担当より連絡を行う。

なお、現地確認において姫路市職員は立ち会わない。

- (3) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第5項の質問により行うものとし、
現地での回答等は一切行わないものとする。

1.1 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 入札書は、指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。

エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

オ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。

イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること
。

エ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.2 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までには提出されない入札

- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回の入札金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (12) 第2項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としない。

1 3 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に

関する誓約書を提出しなければならない。

1 4 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

1 5 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (4) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

1 6 入札手続等担当部署

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市教育委員会事務局 学校施設課 建築担当 藤島・竹田

電話：079-221-2755

FAX：079-221-2749

メールアドレス（課代表）：kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp

姫路市公告第 197号

令和 8年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市立城陽小学校校舎増築等工事基本設計業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 案件名

姫路市立城陽小学校校舎増築等工事基本設計業務委託

(2) 履行場所

姫路市北条923番地1

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

(4) 業務概要

下記の工事に伴う基本設計委託

姫路市立城陽小学校校舎増築等工事

(5) 最低制限価格

有

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「建築コンサル関係」に登録があり、かつ、建設関連コンサルタント業種のうち、業種「建築コンサルタント」に登録があり、格付がAランクである者

ウ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

カ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平

成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。

) 若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社 (以下「更生会社」という。) 又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社 (会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和 8 年 (2026 年) 6 月 18 日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-1-0-0-0.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者 (以下「参加希望者」という。)

は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を持参又は郵送

により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本）

ウ 第2項3号カに規定する関連企業申告書（様式第2号）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送 郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、入札参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。
受付期間	公告の日から令和8年（2026年）5月22日まで （姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後5時必着
申込書の提出先	姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会事務局教育総務部学校施設課（以下「学校施設課」という） （姫路市役所 北別館4階） 電話番号079-221-2847

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和8年（2026年）5月27日までに、確認通知書を電子メールにて発送することにより通知する。なお、入札参加資格の確認日は入札参加申込の受付期間最終日とする。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載す

る。

- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年（2026年）6月5日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又は電子メール（送信先：kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp）にて、学校施設課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、質問書（様式第3号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに電子メールで送信すること。メール件名は「質問_姫路市立城陽小学校校舎増築等工事基本設計業務委託」とする。

なお、入札参加資格がない者からの質問及び質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときには、回答しない。

質問受付期間	公告の日から令和8年（2026年）5月29日 午後4時まで
送信先	kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和8年（2026年）6月5日を目途に姫路市ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-1-0-0-0.html)

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年（2026年）6月11日 午後2時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地

	姫路市役所北別館 5階 教育委員会会議室
--	----------------------

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

9 スケジュール

期日等	
令和8年5月8日（金）	公告、実施要領等の提示 一般競争入札参加申込受付開始
令和8年5月22日（金）午後5時	入札参加申込受付締切
令和8年5月29日（金）午後4時	質問受付締切
令和8年6月5日（金）	質問回答
令和8年6月11日（木）	入札及び開札
令和8年6月18日（木）	契約締結（予定）

10 現地確認について

- (1) 入札書作成に当たっては、必要に応じて事前に現地確認を行うこと。
- (2) 現地確認は、入札参加申込みを行った者及びこれに協力して業務を実施する予定の者に限る。

なお、現地確認を行うときは、公告日以後に原則姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除き、入札参加申込みを行った者が代表して遅くとも2日前までに、学校施設課建築担当（電話：079-221-2755）へ訪問日時及び訪問人数を連絡すること。連絡の後、同担当より連絡を行う。

なお、現地確認において姫路市職員は立ち会わない。

- (3) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第5項の質問により行うものとし、
現地での回答等は一切行わないものとする。

1.1 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 入札書は、指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。

エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

オ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。

イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること
。

エ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.2 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までには提出されない入札

- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回の入札金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (12) 第2項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としない。

1 3 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に

関する誓約書を提出しなければならない。

1.4 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

1.5 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (4) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

1.6 入札手続等担当部署

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市教育委員会事務局 学校施設課 建築担当 藤島・竹田

電話：079-221-2755

FAX：079-221-2749

メールアドレス（課代表）：kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp